

公益社団法人 東広島市シルバー人材センター 保険

○シルバー団体傷害保険（保険期間：毎年1年間 被保険者：すべての正会員）

会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った時、一定の補償をします。

仕事に従事するため、センターの指定する場所と被保険者（正会員）の住宅との間の通常の経路の往復中、センターが主催する、総会、各種会議、講習会、ボランティア活動等に参加中ならびに活動場所と被保険者（正会員）の住居との間の通常の経路の往復中に被った傷害を含みます。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	1,000万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金（最高）	1,000万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1日4,500円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180日限度）
通院保険金	1日3,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（90日限度）
手術保険金	入院日額×所定倍率	入院日額の 入院手術10倍・通院手術5倍（平成29年4月1日～追加）

○シルバー賠償責任保険（保険期間：毎年1年間 被保険者：すべての正会員）

就業中、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険です。

他人の身体への賠償支払い限度額 1名につき3,000万円まで、1事故につき1億円まで
 他人の身体への賠償支払い限度額 1事故につき1,000万円まで
 会員の自己負担額（免責額） 1万円

○熱中症見舞金（保険期間：毎年1年間 被保険者：すべての正会員）

就業中や就業場所への行き帰りにおいて、熱中症により死亡又は入院した場合に、見舞金をお支払する制度です。

死亡見舞金	10万円
入院見舞金（2泊3日以上）	5万円
入院見舞金（1泊2日）	3万円

○公用車自動車保険

公用車（リース車両含む）を使用中での事故を補償する、任意保険です。

相手への補償（対人補償）	無制限
相手への補償（対物補償）	無制限
ケガの補償（人身傷害）	5,000万円（車搭乗中のみ補償）
車の補償（車両免責）	なし

※公益社団法人 東広島市シルバー人材センター

会員就業規約 第5章 災害補償及び福利厚生措置 第13条（損害保険）第2項

正会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「損害保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

※就業承諾書へも会員就業規約 第5章 災害補償及び福利厚生措置 第13条（損害保険）第2項 同文記載